

深夜勤務の廃止に伴う職場段階における意思疎通

長野中央局及び上田局における深夜勤務の廃止に伴う意思疎通等は以下のとおりとする。

1 意思疎通

2月3日(金)までに「支部労使委員会の窓口」で必要な意思疎通を行う。

窓口開催に当たり、効果的な意思疎通と相互理解のため必要な場合は、労使双方1名に限り、意思疎通を行う事項の関係事業場の関係部署の者を臨時の窓口担当補助者に指名し、出席させることができる。

2 社員周知

速やかに実施(項目1の意思疎通に先行して実施して差し支えない)

3 その他

(1) 服務表の改正

新たに5時台始業勤務を実施する必要があることから、本社・本部間で労働協約の改正等を実施する。

※労働協約改正等終了後、服務表の改正について必要な意思疎通を行う。

(2) 職場労使委員会の窓口での意思疎通

事前準備状況の進捗等、「職場労使委員会の窓口」で定期的に必要な意思疎通を行う。